

県小児救命救急センター設置要綱(案)と国要綱の比較対照表

愛知県小児救命救急センター設置要綱（案）	救急医療対策事業実施要綱（抜粋）
<p>(目的) 第1条 小児救命救急センターを<u>設置し、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的とする。</u></p> <p>(小児救命救急センターの指定) 第2条 小児救命救急センターは知事が指定する。 <u>2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会5事業等推進部の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(小児救命救急センターの指定基準) 第3条 国の「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け厚生省医務局長通知)の運営方針及び整備基準を基本として、<u>具体的には、第4条及び第5条を満たす病院から選定する。</u></p> <p>(運営方針) 第4条 小児救命救急センターは、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。 2 重篤な小児救急患者に対して「超急性期」の医療を提供した後、高度な専門的医療が必要な患者については、小児救命救急センター内又は本院の「急性期」の集中治療・専門的医療を担う病床（以下「小児集中治療室病床」という。）に転床・転院する体制を確保するものとする。 3 小児救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する小児救急医療の臨床教育を行うものとする。また、医師等を救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、小児救急医療の診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ましい。 4 小児救命救急センターは、毎年度、外部からの受入実績（受入要請を断った実績を含む。）、治療実績、その他運用状況を集計し、<u>県を通じて厚生労働省に報告するものとする。</u></p>	<p>1. 目的 <u>この事業は、小児救命救急センターの補助として都道府県が小児救命救急センターを整備し、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的とする。</u></p> <p>2. 補助対象 <u>都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する小児救命救急センターで厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。</u></p> <p>3. 運営方針 (1) 小児救命救急センターは、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。 (2) 重篤な小児救急患者に対して「超急性期」の医療を提供した後、高度な専門的医療が必要な患者については、小児救命救急センター内又は本院の「急性期」の集中治療・専門的医療を担う病床（以下「小児集中治療室病床」という。）に転床・転院する体制を確保するものとする。 (3) 小児救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する小児救急医療の臨床教育を行うものとする。また、医師等を救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、小児救急医療の診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ましい。 (4) 小児救命救急センターは、毎年度、外部からの受入実績（受入要請を断った実績を含む。）、治療実績、その他運用状況を集計し、<u>厚生労働省医政局地域医療計画課に報告するものとする。</u></p>

※下線部分は県要綱案と国「救急医療対策事業実施要綱」(厚生労働省医政局)との相違点。

愛知県小児救命救急センター設置要綱（案）	救急医療対策事業実施要綱（抜粋）
<p>（整備基準）</p> <p>第5条 小児救命救急センターは、専用病床（小児集中治療室病床6床以上（本院でも可）を含む）を適当数有し、24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供するものとする。</p> <p>2 小児集中治療室には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。</p> <p>（1）医師 小児集中治療室には、常時、専従の医師及び研修医を確保するものとする。なお、専従の医師については、一般社団法人日本集中治療医学会が認定した集中治療専門医、公益社団法人日本小児科学会が認定した小児科専門医、一般社団法人日本救急医学会が認定した救急科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと。</p> <p>（2）看護師及び他の医療従事者 ア 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保するものとする。なお、集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。 イ 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保するものとする。 ウ 小児集中治療室には、薬剤師を確保することが望ましい。 エ 社会福祉士を院内に確保することが望ましい。</p> <p>3 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であることとする。</p> <p>4 小児救命救急センターは、救急搬送を相当数（本院を含む。）受け入れるものとする。</p> <p>5 施設及び設備 （1）施設 ア 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。 イ 小児救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）を設けるものとする。なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくものとする。 ウ 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。 エ 診療に必要な施設は耐震構造であること。（併設病院を含む。） （2）設備 ア 小児救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。 イ 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。</p> <p>（附 則） この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>4 . 整備基準</p> <p>(1) 小児救命救急センターは、専用病床（小児集中治療室病床6床以上（本院でも可）を含む）を適当数有し、24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供するものとする。</p> <p>(2) 小児集中治療室には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。</p> <p>ア 医師 小児集中治療室には、常時、専従の医師及び研修医を確保するものとする。なお、専従の医師については、一般社団法人日本集中治療医学会が認定した集中治療専門医、公益社団法人日本小児科学会が認定した小児科専門医、一般社団法人日本救急医学会が認定した救急科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと。</p> <p>イ 看護師及び他の医療従事者 ア 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保するものとする。なお、重症集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。 イ 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保するものとする。 ウ 小児集中治療室には、薬剤師を確保することが望ましい。 エ 社会福祉士を院内に確保することが望ましい。</p> <p>(3) 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であることとする。</p> <p>(4) 小児救命救急センターは、救急搬送を相当数（本院を含む。）受け入れるものとする。</p> <p>(5) 施設及び設備 ア 施設 ア 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。 イ 小児救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）を設けるものとする。なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくものとする。 ウ 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。 エ 診療に必要な施設は耐震構造であること。（併設病院を含む。） イ 設備 ア 小児救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。 イ 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。</p>

※下線部分は県要綱案と国「救急医療対策事業実施要綱」（厚生労働省医政局）との相違点。